



平成18年4月21日

各位

上場会社名 株式会社 松坂屋  
代表者氏名 代表取締役社長執行役員  
岡田 邦彦  
コード番号 8235  
本社所在地 名古屋市中区栄三丁目16番1号  
上場取引所 名証・東証 第一部  
決算期 2月  
問合せ先 本社広報・IR室 山川 俊朗  
(TEL.052-264-7025)

定款一部変更の修正に関するお知らせ

当社は、平成18年4月13日の決算取締役会後、「定款の一部変更に関するお知らせ」を適時開示いたしました。その後、変更の理由等で誤った記載が判明いたしましたので、下記のとおり、修正部分をお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(2) 電子公告制度導入に伴う変更

(下線は修正部分)

誤	<u>「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が施行され、電子公告制度が導入されたことに伴い、当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)</u>
正	<u>株主の皆様への周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、「会社法」(平成17年法律第86号)の規定に基づき、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)</u>

(4) 取締役の定員の変更

(下線は修正部分)

誤	当社は、平成16年5月の執行役員制度導入により取締役の員数を削減しておりますので、この機会に取締役の定員を10名に変更するものであります。(変更案第19条)
正	当社は、平成16年5月の執行役員制度導入により取締役の員数を削減しておりますので、この機会に取締役の定員を10名 <u>以内</u> に変更するものであります。(変更案第19条)

( 5 ) 会社法施行を機にあらたに新設する規定

( 下線は修正部分 )

誤	<p>「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が施行され、定款による自治が拡大されたことに伴い、次のとおり規定を新設するものであります。</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>社外監査役の責任限定契約が認められたことに伴う規定の新設(変更案第 38 条)</p> <p><u>なお、社外監査役の責任限定契約に関する規定の新設を含む本議案の本定時株主総会への提出については、各監査役の同意を得ております。</u></p>
正	<p>「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が施行され、定款による自治が拡大されたことに伴い、次のとおり規定を新設するものであります。</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>社外監査役の責任限定契約が認められたことに伴う規定の新設(変更案第 38 条)</p> <p><u>&lt; 削 除 &gt;</u></p>

2 . 変更の内容

( 下線は修正部分 )

誤	<p>第 1 条 ~ 第 17 条 ( 変更案どおり )</p> <p>( 議決権の代理行使 )</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に差し出さなければならない。</p> <p>第 19 条 ~ 42 条 ( 変更案どおり )</p>
正	<p>第 1 条 ~ 第 17 条 ( 変更案どおり )</p> <p>( 議決権の代理行使 )</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に差し出さなければならない。</p> <p>第 19 条 ~ 42 条 ( 変更案どおり )</p>

以上

< 別紙 >

修正後の「変更の理由および変更の内容(対比表付き)」

## 1. 変更の理由

### (1) 事業目的の追加

事業内容の多様化および今後の事業展開に備えて、目的事項の追加を行うものであります。(現行定款第2条)

### (2) 電子公告制度導入に伴う変更

株主の皆様への周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、「会社法」(平成17年法律第86号)の規定に基づき、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)

### (3) 剰余金の配当等の決定機関の新設

「会社法」(平成17年法律第86号)が施行され、取締役の任期が1年で会計監査人および監査役会設置会社であれば、定款に定めることにより、剰余金の配当等(自己株式の取得を含む)を株主総会の決議によらず、決定機関を取締役会とすることが認められました。

これに伴い、機動的に剰余金の配当等を実施できるように、当該規定を新設するものであります。(現行第6条を削除し、変更案第40条を新設)

### (4) 取締役の定員の変更

当社は、平成16年5月の執行役員制度導入により取締役の員数を削減しておりますので、この機会に取締役の定員を10名以内に変更するものであります。(変更案第19条)

### (5) 会社法施行を機にあらたに新設する規定

「会社法」(平成17年法律第86号)が施行され、定款による自治が拡大されたことに伴い、次のとおり規定を新設するものであります。

単元未満株主の権利を明確に規定することが認められたことに伴う規定の新設  
(変更案第9条)

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴う規定の新設(変更案第16条)

取締役会における書面決議が認められたことに伴う規定の新設(変更案第25条)

社外監査役の責任限定契約が認められたことに伴う規定の新設(変更案第38条)

### (6) 文言の整理等所要の変更を行う規定

「会社法」(平成17年法律第86号)が施行されたことに伴い、会社法の条文や文言に合わせるなど、次のとおり所要の変更等を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)に基づき、会社法施行とともに、定款に定めがあるとみなされる事項

変更案第4条(新設): 取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨

変更案第7条(新設): 株券を発行する旨

変更案第11条(変更): 株主名簿管理人を置く旨

定時株主総会の基準日に関する規定の新設(現行第11条削除、変更案第14条新設)

剰余金の配当の基準日と中間配当に関する規定のとりまとめ(現行第36条削除、変更案第41条)

用語の変更等所要の手当て(変更案第6条、第8条、第10条、第12条、第13条、第15条、第17条、第18条、第20条~第24条、第26条~第29条、第31条~第37条、第39条、第42条)

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は、株式会社松坂屋と称する。	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
(1) 百貨店業	(1) 百貨店業
(2) 物品卸売業、輸出入業および商取引の代理業	(2) 物品卸売業、輸出入業および商取引の代理業
(3) 不動産の売買・賃貸・管理および仲介業、土木建築・内装仕上工事等の設計・監理・施工および請負業	(3) 不動産の売買・賃貸・管理および仲介業、土木建築・内装仕上工事等の設計・監理・施工および請負業
(4) ビルの警備・清掃および施設の保守管理業	(4) ビルの清掃および施設の保守管理業なら <u>びに警備業法に基づく警備事業</u>
(5) 利用運送事業、運送取次事業	(5) 利用運送事業、運送取次事業
(6) 写真業、印刷出版業、古物売買業、裁縫加工業、旅行業、両替業、理容業、美容業、クリーニング業	(6) 写真業、印刷出版業、古物売買業、裁縫加工業、旅行業、両替業、理容業、美容業、クリーニング業
(7) 映画、演劇等の各種興行	(7) 映画、演劇等の各種興行
(8) 遊戯場、駐車場、診療所の経営	(8) 遊戯場、駐車場、診療所の経営
(9) 専修学校およびスポーツ・文化教室の	(9) 専修学校およびスポーツ・文化教室の

<p>経営</p> <p>(10) スポーツ・文化施設の経営、各種スポーツ等に関連する会員権の売買およびその斡旋</p> <p>(11) 医薬品、動物用医薬品、医療用具、化粧品、毒物、劇物、計量器の販売</p> <p>(12) 酒類、塩、煙草、富くじ、骨ばいの販売</p> <p>(13) 飲食物、青果物、鮮魚介類、各種加工食料品、食肉の販売、菓子類、乳製品、冷凍乳菓の製造・販売および飲食店営業</p> <p>(14) 家具の製造・販売</p> <p>(15) 衣装、家庭電器、家具、旅行用品、通信機器、事務用機器、営業・業務用自動車、陳列用器具、店舗用什器等のレンタル・リース業</p> <p>(16) 生命保険募集業、損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>(17) 土地建物および有価証券の所有利用</p> <p>(18) 労働者派遣事業</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(19) 前各号に関連する業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告方法)</p>	<p>経営</p> <p>(10) スポーツ・文化施設の経営、各種スポーツ等に関連する会員権の売買およびその斡旋</p> <p>(11) 医薬品、動物用医薬品、医療用具、化粧品、毒物、劇物、計量器の販売</p> <p>(12) 酒類、塩、煙草、富くじ、骨ばいの販売</p> <p>(13) 飲食物、青果物、鮮魚介類、各種加工食料品、食肉の販売、菓子類、乳製品、冷凍乳菓の製造・販売および飲食店営業</p> <p>(14) 家具の製造・販売</p> <p>(15) 衣装、家庭電器、家具、旅行用品、通信機器、事務用機器、営業・業務用自動車、陳列用器具、店舗用什器等のレンタル・リース業</p> <p>(16) 生命保険募集業、損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>(17) 土地建物および有価証券の所有利用</p> <p>(18) 労働者派遣事業</p> <p>(19) <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>(20) <u>人材の育成、能力開発、技術向上に関する研修事業</u></p> <p>(21) <u>業務請負および業務受託に関する事業</u></p> <p>(22) <u>広告代理事業</u></p> <p>(23) 前各号に関連する業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p>
--	---

第4条 当社の公告は、名古屋市において発行する中日新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は3億2千万株とする。

(新設)

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(1単元の株式の数、単元未満株券の不発行)

第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。  
当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。  
ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(新設)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、名古屋市において発行する中日新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3億2千万株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(削除)

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。  
当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。  
ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求

<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、買増請求があるときに、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していない場合は、この限りでない。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、株券喪失登録、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、株券喪失登録、株券の再発行、諸</p>	<p>をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株</p>
--	--

<p><u>届、実質株主通知の受理その他株式に関する取り扱いについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 <u>当社は、毎年2月末日最終の株主名簿に記載(記録を含む。以下同じ。)された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>前項および定款に別段の定めがある場合を除き必要あるときは、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 <u>定時株主総会は毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 <u>株主総会の議長は社長これに当る。社長事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>式取扱規則による。</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会は毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 <u>株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
--	---



<p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令ならびに定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>商法 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に差し出さなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第 16 条 当会社の取締役は、<u>18 名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 17 条 取締役は、株主総会において選任す</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主<u>1 名</u>を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に差し出さなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第 19 条 当会社の取締役は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任す</p>
---	--

る。

取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第19条 取締役会の決議をもって会社を代表すべき取締役を定める。

代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議により業務を執行する。ただし、日常の業務は専行する。

(役付取締役)

第20条 取締役会の決議をもって会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役その他取締役会が必要と認める適当な名称の役付取締役を置くことができる。

(取締役会)

第21条 取締役会は、特に法令または定款に定める事項のほか当社の重要な業務執行を決定する。

取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に

る。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役その他取締役会が必要と認める適当な名称の役付取締役を置くことができる。

(取締役会)

第24条 取締役会は、特に法令または本定款に定める事項のほか当社の重要な業務執行を決定する。

取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日の3日前ま

通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新設)

(取締役会規則)

第22条 取締役会に関する事項は、取締役会の決議で定める取締役会規則による。

(報酬)

第23条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会でこれを定める。

(責任の免除)

第24条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議により、商法第266条第12項、同条第17項および同条第18項の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を免除することができる。

(社外取締役との間の責任限定契約)

第25条 当社は、社外取締役との間で、爾後その者が取締役として商法第266条第1項第5号の行為により当会社に損

でに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の決議で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外取締役との間の責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限

害を加えた場合において、その職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、金 480 万円以上であらかじめ定める金額または商法第 266 条第 19 項各号の定める金額の合計額のいずれか高い額を限度としてその賠償責任を負担するものとする契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(定員)

第 26 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選任)

第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(任期)

第 28 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会)

第 30 条 監査役会は、法令または定款に定め

定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、480 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(定員)

第 30 条 (現行どおり)

(選任)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 34 条 監査役会は、法令または本定款に定

る事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前に通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第31条 監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬)

第32条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会でこれを定める。

(責任の免除)

第33条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議により、商法第280条第1項の準用する第266条第12項の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を免除することができる。

(新設)

める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外監査役との間の責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算	第6章 計算
<p>(営業年度)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(利益配当)</p> <p>第35条 <u>利益配当金は、毎年2月末日最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年8月31日最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、商法第293条の5の規定に従い、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>利益配当金および前条による中間配当金が、株主において受領遅滞を生じた日から3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u> <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>